

東京大学大学院総合文化研究科外国人客員研究員の受け入れに関する内規

制定昭和 49 年 6 月 1 日

改正平成 8 年 12 月 5 日

(外国人客員研究員)

第 1 条 外国の大学、研究所等において研究教育に従事している外国人であつて本研究科において共同研究等を行うことを希望する者については、これを外国人客員研究員 (Visitilg Research Scholar) として受け入れることができる。

(資格)

第 2 条 外国人客員研究員は、博士の学位を有する者、またはこれと同等以上の研究能力を有すると認められる者でなければならない。

(審査)

第 3 条 外国人客員研究員の受け入れについて申請があつた場合には、専攻系主任は専攻・系会議において審査した上で、受け入れ予定者について総務委員会に諮る。

(受け入れの決定)

第 4 条 研究科長は、教授会の議を経て、外国人客員研究員の受け入れについて許可する。

(研究期間)

第 5 条 外国人客員研究員の研究期間は、1 ヶ月以上、1 年以内とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、上記期間中の本人の研究成果を検討した上で、期間を延長することができる。

(研究上の便宜)

第 6 条 外国人客員研究員に対しては、本研究科の事情が許す限り、本研究科の教官に準じて図書の利用など研究上の便宜を供与する。

附 則

この内規は、平成 8 年 12 月 5 日から施行する。

(備考)

- 1 上記第 3 条の申請は所定の「願書」によるものとし、氏名、生年月日、国籍、住所、所属機関、略歴、研究業績、本研究科における研究題目および研究計画、研究に必要な経費の出所 (支給額)、受け入れ責任教官名等を記入する。
- 2 上記第 5 条の研究期間延長の申請に際しては、「願書」の他に「研究経過報告書」を提出しなければならない。
- 3 日本国籍であつて外国の研究教育機関等に属する者についても、この内規を準用することができる。